

第499回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 9 9 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年6月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時20分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

| 内 | | | | 訳 | | | |
|----|--------|----|----|----|-------|----|----|
| 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 1 | 大野 美智明 | 出 | | 10 | 高橋 正利 | 出 | |
| 2 | 高橋 庄一郎 | 出 | | 11 | 皆川 善平 | 出 | |
| 3 | 小和瀬 康男 | 出 | | 12 | 小嶋 光一 | 出 | |
| 4 | 小倉 晶男 | 出 | | 13 | 武藤 康則 | 出 | |
| 5 | 今野 英子 | 出 | | 14 | 新井 計男 | 出 | |
| 6 | 永島 千恵子 | 出 | | 15 | 大野 豊作 | 出 | |
| 7 | 田畑 たき子 | 出 | | 16 | 渋谷 武 | 出 | |
| 8 | 鈴木 初夫 | 出 | | 17 | 永堀 知己 | 出 | |
| 9 | 時田 重雄 | 出 | | | | | |

8 議事参与者

| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
|-------------|-------|-------------|--------|
| 農地利用最適化推進委員 | 皆川 雅昭 | 農地利用最適化推進委員 | 村山 芳則 |
| 農地利用最適化推進委員 | 中澤 勝芳 | 農地利用最適化推進委員 | 黒田 経夫 |
| 農地利用最適化推進委員 | 佐藤 金誉 | 農地利用最適化推進委員 | 利根川 孝一 |

| 職 | 氏 名 | 職 | 氏 名 |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 農地利用最適化推進委員 | 須賀 宏 | 農地利用最適化推進委員 | 荻野 勝美 |
| 農地利用最適化推進委員 | 杉浦 朗 | 農地利用最適化推進委員 | 渡邊 昭男 |
| 農地利用最適化推進委員 | 野口 和則 | 農地利用最適化推進委員 | 發知 孝雄 |
| 農地利用最適化推進委員 | 島村 茂勝 | 農地利用最適化推進委員 | 米田 正則 |
| 農地利用最適化推進委員 | 程島 延幸 | | |

9 事 務 局

| 職 | 氏 名 | 職 | 氏 名 |
|-------|--------|-----|-------|
| 事務局長 | 高梨 直人 | 主 査 | 森井 孝信 |
| 副事務局長 | 小野寺 雅樹 | | |
| 主 幹 | 宮本 晃宏 | | |
| 副 主 幹 | 長谷川 修 | | |
| 副 主 幹 | 鈴木 信幸 | | |

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年6月26日 第499回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 永島 千恵子

委員 鈴木 初夫

委員 時田 重雄

12 議席の決定

新たに農業委員に就任した小倉晶男委員、今野英子委員、田畑たき子委員の議席の決定を行う。小倉晶男委員の議席番号を4番、今野英子委員の議席番号を5番、田畑たき子委員の議席番号を7番とした。

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書5月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計2件、2筆、607㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計17件、19筆、8,045.71㎡である。農地改良届については、合計4件、5筆、3,532㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計2件、2筆、213㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計12件、96筆、84,781.30㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計1件、1筆、8,278㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計1件、10筆、9,444㎡である。相続税の納税猶予に関する3年ごとの農業継続証明書については、合計14件、110筆、96,617㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計9件、77筆、54,616㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

第3項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数6件、筆数59筆、面積50,704㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、年齢59歳、農業従事日数350日、世帯内の農業従事者は5人、経営面積は申出地周辺を含む約1,518アールである。

整理番号2番は、夫は年齢36歳、妻は年齢36歳、それぞれ農業従事日数は150日以上、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約100アールである。

整理番号3番は、年齢34歳、農業従事日数250日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約279アールである。

整理番号4番は、農業従事日数300日、農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約1,356アールである。

整理番号5番は、年齢45歳、農業従事日数330日、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約299アールである。

整理番号6番は、年齢82歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約232アールである。

以上のことから、整理番号1番から6番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数10件、筆数19筆、面積13,322㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、3筆、2,083㎡の申請である。譲受人は、現在48歳で、農業従事日数は年間150日以上、約33アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかり

たいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 5 k m である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、9 9 8 m²の申請である。譲受人は、現在 5 8 歳で、農業従事日数は年間 1 8 0 日以上、約 1 3 3 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかり

たいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 0 0 m である。

整理番号 3 番と 4 番については、譲受人 2 名が同一世帯内の親子であることから、まとめて説明する。経営拡張のための所有権移転で、整理番号 3 番は、3 筆、1, 9 9 6 m²、整理番号 4 番は、2 筆、1, 9 9 6 m²で、合計 3, 9 9 2 m²の申請である。整理番号 3 番の譲受人は現在 7 5 歳、農業従事日数は年間 2 5 0 日以上、整理番号 4 番の譲受人は現在 4 8 歳、農業従事日数は年間 1 5 0 日以上である。約 3 8 1 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は、約 1. 2 k m である。

整理番号 5 番と 6 番については、自作地を相互に交換するための所有権移転の申請である。整理番号 5 番については、1 筆、8 2 4 m²の申請である。譲受人は、現在 4 2 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 2 5 0 日以上、約 2 2 1 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化を図りたいとの理由により申請されたものである。通

作距離は約 10 m である。整理番号 6 番については、2 筆、831 m² の申請である。夫は現在 73 歳、妻は現在 62 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 200 日以上、約 149 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 10 m である。

整理番号 7 番から 9 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。耕作の便宜上のための所有権移転で、整理番号 7 番は、1 筆、616 m²、整理番号 8 番は、1 筆、520 m²、整理番号 9 番は、1 筆、520 m² で、合計 1,656 m² の申請である。譲受人は、現在 52 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、約 66 アールの農地を耕作する農家である。相続により、親族に渡っていた農地を、本家が買い戻したいとの申請である。通作距離は、約 20 m である。

整理番号 10 番については、経営拡張のための所有権移転で、4 筆、2,938 m² の申請である。譲受人は、現在 78 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 206 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 11 km である。

以上のことより、整理番号 1 番から 10 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。6月24日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在48歳で、農業従事日数は、年間150日以上、約33アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においても水稲を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見を申し上げる。6月24日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番と4番について、調査報告する。6月19日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。整理番号3番の

譲受人は、現在 75 歳で、整理番号 4 番の譲受人は、現在 48 歳である。農業従事日数は、世帯合計で年間 300 日以上、約 381 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番と 4 番について、意見を申し上げる。6 月 19 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 7 番と 8 番と 9 番について、調査報告する。6 月 21 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、耕作の便宜上とのことである。譲受人は、現在 52 歳で、農業従事日数は、年間 150 日以上、約 33 アールの農地を管理している農家である。今回の農地取得の目的は、相続により親族に渡っていた農地を本家で買い戻し

たいとのことである。主な作付けは水稲だが、個人間でお願
いしている方が、主に耕作しているそうである。申請地にお
いても同様に耕作をお願いしたいと考えている他、ご自身で
も、所有している耕運機を用いて、所有している農地を引き
続き適切に維持管理していきたいとのことである。以上のこ
とから、地元農業委員としては、本申請は問題ないとする。
皆さんの慎重な審議をお願いする」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番と8番と9番について、意見を申
し上げる。6月21日に、農業委員と一緒に、譲受人から農
地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農
業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推
進委員としては、本申請は、問題ないとする。皆さんの慎
重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号10番について、調査報告する。
6月21日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人か
ら今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得
の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在
78歳で、農業従事日数は、年間300日以上、約206ア
ールの農地を耕作している農家である。主な作付けは露地野
菜で、特にほうれん草、サトイモ、枝豆に力を入れている。
申請地の現況は田だが、畑としての使用を計画しており、ほ
うれん草、サトイモ、枝豆を作付けしたいとのことである。

また、畑作に必要な、トラクターなどを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号10番について、意見を申し上げる。6月21日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から10番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「はじめに、整理番号7番について、取下願の提出があったので、報告する。整理番号7番の譲受人が、車両置場に使用のため、賃借権設定したいとの申請だが、令和7年6月23日に取下願が提出された。取り下げの理由としては、計画地内にある、転用する農地と一体利用する予定の水路について、事業計画を変更したためとのことである。当初は、水路占用の許可を受ける計画だったが、払い下げを受ける計画に変更し、現在も関係各課と協議を行っている。しかし、農業委員会総会までには間に合わないため、協議が整ってから、改めて申請したいとのことである。

それでは、改めて、順番に説明する。

今月の第3号議案は、件数11件、筆数14筆、面積3,972㎡についての申請があった。

整理番号1番については、農業用倉庫新築のための使用賃借権設定で、1筆、384㎡の申請である。譲受人は約93アールの農地を耕作している農家である。親族の宅地に建っている倉庫を借りて、農業用機械を保管しているが、倉庫を返却することになったため新たな農業用倉庫を必要としている。そこで、耕作している農地に近接する申請地が適地と考え、使用賃借にて借り受け、農業用倉庫建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、農業用施設であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水設備については、設置しない計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、317㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、建売住宅新築のための所有権移転で、1筆、119㎡の申請である。譲受人は平成30年12月に株式会社を設立し、不動産業を主な業務としている。首都圏近郊で住宅の需要が見込める川越市にて建売住宅の建築を計画した。そこで、既存の集落内に位置する申請地が適地と考え、宅地と一体で売買にて取得し、建売住宅を2棟建築するとの申請である。(合計敷地面積690.62㎡)農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置させる計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、287㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売

買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、498㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、資材置場に使用のための所有権移転で、2筆、1,097㎡の申請である。譲受人は平成26年4月に株式会社を設立し、建築・リフォーム業を主な業務としている。賃借にて借りている既存の資材置場を所有者へ返却することになったため、新たな資材置場を必要としている。そこで、代表取締役の自宅を建築する場所に隣接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号 8 番については、駐車場に使用のための所有権移転で、2 筆、293 m²の申請である。譲受人は平成元年 7 月に有限会社を設立され、不動産業を主な業務としている。既存の駐車場をバイクショップに貸し出すことになったため、新たな駐車場を必要としている。そこで、事務所に近接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号 9 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1 筆、235 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、宅地と一体で使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。(合計敷地面積 235.69 m²)。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 10 番については、住宅敷地拡張のための所有権移転で、1 筆、106 m²の申請である。譲受人は申請地に隣接する住宅にて暮らしているが、敷地が不整形でいわゆる旗竿状のため、車の出し入れに苦慮している。そこで、申請地

を売買にて取得し、住宅敷地を拡張したいとの申請である。

(合計敷地面積 2 2 2 . 0 1 m²) 農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に浸透枡を設置している。

整理番号 1 1 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1 筆、3 8 5 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 2 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、2 5 1 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から12番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号5番と6番について、調査報告する。整理番号5番の譲受人は整理番号6番の事業計画者である法人の代表取締役であることから、あわせて、6月19日に申出地にて、整理番号6番の譲受人から、話を伺った。最初に整理番号5番について調査報告する。申出目的はご自身の住居の建築のためである。申出人は現在、下赤坂の賃貸住宅で妻と子供2人の4人で生活しているが、現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅を建築することにしたとのことである。住宅を建築するにあたって、所有する土地がないことから、実家から車で30分圏内のエリアで自家用車2台と来客用を含め、3台の駐車スペースを確保できる土地を探していたところ、今回の申請地を紹介していただいたとのこと、長期居住者の親族のための自己用住宅として、開発許可も下りる見込みということである。申請地は譲受人の実家から30分圏内にあり、ご両親の介護が必要になった際にも安心できる立地にあり、駐車スペース等の建築プランにも合致しており、適地であると考えたとのことである。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。

雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画のため、周辺農地への影響はない見込みである。続いて、整理番号6番について調査報告する。申出目的は主に資材置場に使用するためである。申出人は平成26年4月に株式会社を設立し、リフォーム業を中心に外構、店舗改修などの業務を主な業務としている。現在は、県内を中心に工事依頼を受け、売り上げも会社設立以来、堅調に推移している状況とのことである。リフォーム業を中心とする事業内容であることから、建築資材、大量の廃材等の保管、また、工事車両置場等を確保する必要があるため、現在、本店のほか川越市大字中福の資材置場を使用しているが、中福の資材置場を返却することになり、新たに資材置場を探していたところ、今回の申請地を紹介していただいたとのことである。今回の申請地は、現在利用している中福の敷地と同等の面積で高速道路のインターチェンジも近いことから、資材置き場としての利便性も高く、また、申請地の隣接地には代表取締役の自己用住宅の建築も予定されており、防犯上のメリットもあるため、適地と考えたとのことである。申出地には4台の車両置場と主に資材置場を配置し、ダンプトラック等のすれ違いもできる広い転回スペースを設け、周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内で自然浸透させる計画である。排水設備はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。また、今回の申請地は、点在する住宅と河川の間に位置しており、農地の集団性はないものと考えられる。以上のことか

ら、今回の農地転用申請について、地元農業委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番、8番から12番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

14 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第499回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

15 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年7月25日

議 長 渋谷 武

委 員 永島 千恵子

委 員 鈴木 初夫

委 員 時田 重雄
